



平成18年6月7日

各位

会社名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 芝 則之
(コード番号: 6335 東証・大証第1部)
問合せ先 取締役海外営業本部長 森本 忠
(TEL 03-3451-8141)

米国1916年反ダンピング法訴訟の米国最高裁判所への上告不受理について

当社及び当社の米国現地法人 TKS (USA), Inc.は、平成12年3月米国の輪転機メーカー Goss International Corp.(以下、米国ゴス社)により、1916年反ダンピング法に基づく損害賠償請求を米アイオワ州北区地方裁判所に提訴され、平成15年12月同地裁より陪審判決として総額31.5百万ドル及び関連弁護士費用相当額の賠償命令を受けましたが、この賠償命令額の約85%は当社が受注していない契約に基づくものでした。

当社及び当社の米国現地法人 TKS (USA), Inc.はこの判決を不服として、公判のやり直しを申し立てましたが、平成16年5月当社の申し立てが却下された為、平成16年8月米国連邦第八巡回控訴裁判所へ控訴致しました。これに対し、同控訴裁判所は、平成18年1月23日に上記の地裁判決を支持する旨の判決を下しました。当社側にとって同判決は承服しがたいものであり同控訴裁判所に対し再審理の申立てを致しておりましたが、平成18年4月14日、同控訴裁判所は当社側の再審理申立てを棄却いたしました。

当社及び当社の米国現地法人 TKS(USA),Inc.は同控訴裁判所の判決並びにその後の再審理申立ての棄却は正当な事実裏付けられておらず、また、正当な法解釈に基づいていないと強く確信しておりましたので、本件訴訟を平成18年4月25日に米国最高裁判所へ上告いたしました。しかし、平成18年6月5日(現地時間)同裁判所は当社側の上告に対し不受理の決定を下しました。

米国1916年反ダンピング法については、世界貿易機構(WTO)反ダンピング協

定に基づく米国の国際的義務違反が確定しており、WTO がその決定を下してから4年後の2004年には米国議会でも廃止されました。この1916年反ダンピング法の競争阻害影響を問題視した欧州連合（EU）は、2003年12月15日、同法により損害を被った欧州企業に米国の裁判所により査定された損害額の返還を求める訴訟をEUで提訴できる法律を制定しました。日本に於いても同様に、当社のような日本企業が1916年反ダンピング法に基づく訴訟の結果として被るいかなる損害額及び弁護士費用負担額の回復を図る訴訟の機会を与える法律『損害回復法』が、2004年12月制定、施行されております。

当社といたしましては、この公平な競争を阻害する米国1916年反ダンピング法に基づく一連の訴訟につきましては、今後日本において、日本の『損害回復法』に基づく訴訟を提訴し、本件賠償金の回復を図るべく準備を進めて行く所存でございます。

以 上